

吸收合併に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

2025 年 10 月 24 日

株式会社アイズ

当社は、2025年10月16日付でr i m a d株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2025年12月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、r i m a d株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収合併に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

r i m a d株式会社は当社の完全子会社のため、本件吸収合併において合併対価の交付は行いません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第191条第3号及び第5号）

（1）吸収合併消滅会社

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

r i m a d株式会社の最終事業年度（2024年6月5日～2025年5月31日）に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

②最終事業年度末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③最終事業年度末日後の日に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

2025年9月1日付で、r i m a d株式会社は当社の完全子会社となりました。

（2）吸収合併存続会社

- ①最終事業年度末日後の日に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

2025年9月1日付で、rimad株式会社の発行済株式100株すべてを取得しました。

5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第191条第6号）

本件吸収合併後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

よって、本件吸収合併後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙 1

合 併 契 約 書

株式会社アイズ（以下「甲」という。）と r i m a d 株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸收合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸收合併存続会社、乙を吸收合併消滅会社として、本契約に従い吸收合併（以下「本合併」という。）を行う。

（合併対価の交付及び割当て）

第2条 甲は、乙の発行済株式の全部を保有しているため、本合併に際して、乙の株主に対し、対価を交付しない。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第3条 甲は、本合併に際して、資本金及び準備金の額を変更しない。

（合併の効力発生日）

第4条 本合併の効力発生日（以下「合併期日」という。）は、2025年12月1日とする。ただし、本合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙の協議の上、これを変更することができる。

（権利義務全部の承継）

第5条 甲は、合併期日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結の日から合併期日に至るまで善良な管理者の注意をもって、それぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙の協議の上、これを行う。

(合併条件の変更等)

第7条 本契約締結の日から合併期日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲及び乙の協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第8条 本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 合併期日の前日までに、甲又は乙の株主総会（会社法において株主総会決議が不要の場合には、それに代わる承認機関）において、本契約の承認が得られなかった場合
- (2) 合併期日の前日までに、法令に定める関係官庁の承認を得られなかった場合、又はかかる承認等に本合併の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合
- (3) 第7条に従い本契約が解除された場合

(本契約に定めのない事項)

第9条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙の協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙がその写しを保有する。オンラインで合意、締結した場合は、各自1通を保有するものとする。

2025 年 10 月 16 日

甲（吸收合併存続会社）

東京都渋谷区渋谷三丁目 12 番 22 号

株式会社アイズ

代表取締役 福島範幸

乙（吸收合併消滅会社）

東京都渋谷区渋谷三丁目 12 番 22 号

r i m a d 株式会社

代表取締役 福島範幸

決 算 報 告 書

第 1 期

自 令和06年06月05日
至 令和07年05月31日

r i m a d 株式会社

貸借対照表
令和07年05月31日 現在

r i m a d 株式会社

(単位 : 円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】		【流動負債】	5,754,299
現金及び預金	11,021,397	未払費用	2,149,308
売掛金	17,129,917	預り金	437,191
仮払金	100,000	未払法人税等	3,167,800
役員貸付金	3,279,213	【固定負債】	17,714,000
前払費用	383,172	長期借入金	17,714,000
【固定資産】	687,186	負債の部合計	23,468,299
有形固定資産	0	純資産の部	
工具器具備品	254,704	科目	金額
減価償却累計額	△ 254,704	【株主資本】	9,132,586
無形固定資産	537,186	資本金	1,000,000
商標権	537,186	利益剰余金	8,132,586
投資その他の資産	150,000	その他利益剰余金	8,132,586
敷金	150,000	繰越利益剰余金	8,132,586
		(うち当期純利益)	8,132,586
資産の部合計	32,600,885	純資産の部合計	9,132,586
		負債・純資産の部合計	32,600,885

損益計算書

自 令和06年06月05日
至 令和07年05月31日

r i m a d 株式会社

(単位:円)

科目	金額	
【売上高】		
売上高	48,446,338	48,446,338
【売上原価】		
仕入高	16,500	
合計	16,500	
売上総利益		48,429,838
【販売費及び一般管理費】		36,922,636
営業利益		11,507,202
【営業外収益】		
受取利息	2,290	
雑収入	69,104	71,394
【営業外費用】		
支払利息	207,532	
有価証券売却損	30,000	
支払保証料	40,328	277,860
経常利益		11,300,736
【特別利益】		
【特別損失】		
税引前当期純利益		11,300,736
法人税等		3,168,150
当期純利益		8,132,586

株主資本等変動計算書

自 令和06年06月05日

至 令和07年05月31日

r i m a d 株式会社

株主資本

資本金

当期首残高	1,000,000
当期変動額	0
当期末残高	1,000,000

利益剰余金

その他利益剰余金

繙越利益剰余金

当期首残高	0
当期純利益	8,132,586
当期末残高	8,132,586

株主資本合計

当期首残高	1,000,000
当期変動額	8,132,586
当期末残高	9,132,586

純資産の部合計

当期首残高	1,000,000
当期変動額	8,132,586
当期末残高	9,132,586

(単位：円)

個別注記表
自 2024 年 06 月 05 日 至 2025 年 05 月 31 日

- 1 この計算書類は「中小企業の会計に関する指針」によって作成しています。
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 少額減価償却資産（30万円未満）はその取得価額を一括して経理処理しております。
 - ② 無形固定資産 定額法によっています。
 - (2) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項 消費税等の会計処理 免税業者のため、税込処理によっています。
- 3 会計方針の変更 なし
- 4 株主資本等変動計算書に関する注記 当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 100 株

以上